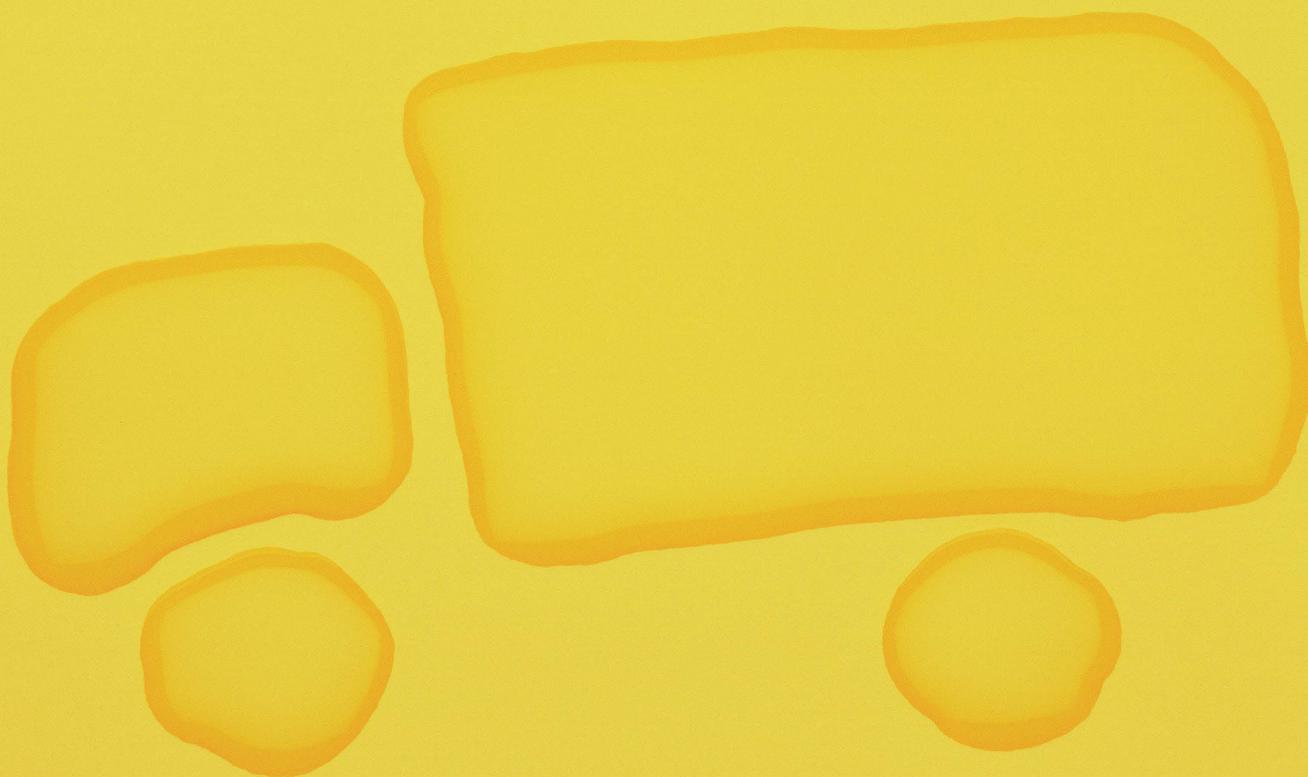




SOMPO
ホールディングス
保険の先へ、挑む。

運送業者 貨物賠償保険

(車両特定方式)



運送業者貨物賠償保険は

事業許可を有して運送事業を営む皆様が受託した貨物の輸送中に生じた損害によって、荷主に対して負担する法律上・運送契約上の賠償責任を補償します！

この保険の特徴

① 運送業者の皆様が必要とされる賠償責任を補償します。

運送業者の皆様が荷主から引き受けて輸送する貨物に生じた損害に対して負担する法律上の賠償責任はもちろん、運送契約に基づいた賠償責任もあわせて補償します。お支払いする保険金は、仕切状・納品書がある貨物についてはその状面価額を限度とし、これらの書類がない貨物については時価を限度とします。なお、お申込みいただいたてん補限度額(支払限度額)が保険金支払の限度額となります。

② 年間を通じて補償します。

トラック1台ごとに保険料を計算し、1年間包括的に補償しますので、保険手配がもれる心配がなく、契約手続きが簡単です。(トラックはお申込みの際に車両登録番号で特定します。増車・減車・車両入替の際には事前にご連絡ください。その際に、追加もしくは返還保険料が発生する場合があります。)

③ 輸送区間を問いません。

日本国内各地相互間のすべての輸送を包括してお引受けします。

④ 実損害にもとづいてお支払いします。

事故が起こった場合は、1回の事故につき、てん補限度額(支払限度額)を限度として、実際の損害額から免責金額^{*}を控除した額をお支払いします。

^{*}お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

⑤ 第三者賠償責任にかかわる損害(オプション)

ご希望によりセット可能です。詳しくは4ページをご確認ください。

保険金をお支払いする主な損害

基本条件(補償の範囲)

A方式(限定型)

輸送中・仮置中(個別方式の場合は車上仮置中にかぎります。)に受託貨物が次の事故により損害を受けたために、運送業者の皆様が荷主・元請運送人に対して負担する法律上・運送契約上の賠償責任を、てん補限度額(支払限度額)を限度として補償します。



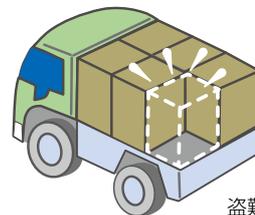
火災・爆発



トラック等の輸送用具の衝突・転覆・墜落



トラック等の輸送用具が他の輸送用具に搭乗中の沈没・座礁・座州・衝突・転覆・脱線・墜落・不時着



盗難、各荷造りごとの紛失

B方式(ワイド型)

輸送中・仮置中(個別方式の場合は車上仮置中にかぎります。)に受託貨物に生じたほとんどすべての偶然な事故による損害(5ページに記載の「保険金をお支払いできない主な場合」に該当するものを除きます。)に関し、運送業者の皆様が荷主・元請運送人に対して負担する法律上・運送契約上の賠償責任を、てん補限度額(支払限度額)を限度として補償します。



※基本条件別の補償の範囲

事故の種類	条件	A方式(限定型)	B方式(ワイド型)
火災・爆発		○	○
トラック等の輸送用具の衝突・転覆・墜落		○	○
トラック等の輸送用具が他の輸送用具に搭乗中の沈没・座礁・座州・衝突・転覆・脱線・墜落・不時着		○	○
盗難、各荷造りごとの紛失		○	○
擦損、かぎ損		×	○
雨・雪等のぬれ、汗ぬれ		×	○
虫食い・ねずみ食い		×	○
破損、まがり、へこみ		×	○

○：支払対象となります。
×：支払対象となりません。

(注) 1. 4ページに記載の「(責任の始期と終期)」の間に発生した損害にかぎります。
2. 盗難および各荷造りごとの紛失については警察への届出が受理された場合にかぎり補償します。

ご注意 保険金をお支払いできない主な場合については5ページをご覧ください。

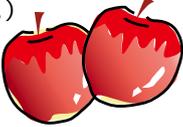
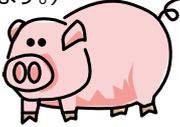
この保険の対象とならない貨物

次に掲げる貨物はこの保険の補償の対象とはなりません。

- 貨紙幣類(金・銀・白金の地金を含みます。)・有価証券(手形・株券等)・新株券
- 法令の規定、公序良俗に違反する貨物
- 輸送用具自体およびトレーラーシャーシ・コンテナ

補償の範囲が制限される貨物

次に掲げる貨物は補償の範囲が制限されます。

貨物	補償の範囲	
	基本条件がA方式(限定型)の場合	基本条件がB方式(ワイド型)の場合
●青果物、生鮮食料品、植物 (生花・球根・苗・植木を含みます。) 	基本条件(A方式)と同じ範囲で保険金をお支払いします。	A方式の補償範囲に加えて、輸送用具への積込み中、同輸送用具からの荷卸し中に生じた破損・曲損・へこみ損による損害にかぎり保険金をお支払いします。
●ばら積み貨物※1 	基本条件(A方式)と同じ範囲で保険金をお支払いします。	A方式の補償範囲で、保険金をお支払いします。ただし、荷受人への引渡し後、タンクへの注入によって行われる貨物については、貨物の荷受人への引渡し後不適当なタンクへの注入によって生じた、当該貨物の汚染損害に対しても保険金をお支払いします。
●美術品、 書画、 骨董品、 貴金属、 宝玉石 	基本条件(A方式またはB方式)にしたがって保険金をお支払いします。ただし、1梱包(外装)あたり10万円を限度とします。	
●生動物 (家畜・活魚貝類も含みます。) 	特定危険担保条件※2による1頭ごとの死亡による損害にかぎり保険金をお支払いします。	
●冷凍・冷蔵・保冷状態の 貨物、定温管理される貨物 (ただし、ばら積み貨物、生動物、美術品、書画、骨董品、貴金属、宝玉石に合致する場合はその貨物の規定を適用します。) 	基本条件(A方式)と同じ範囲で保険金をお支払いします。	温度変化により生じた損害を除き、基本条件(B方式)と同じ範囲で保険金をお支払いします。ただし、特定危険担保条件※2による温度変化によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いします。

(注)この保険の対象とならない貨物・補償の範囲が制限される貨物は、該当する貨物が家財・引越荷物に含まれる場合にも適用されます。

※1 ばら積み貨物とは液状、粉状、粒状などの形状で、梱包されずに保管される貨物や梱包されずに輸送用具にそのまま積載されて輸送される貨物をいい、タンク入り貨物を含みます。

※2 特定危険担保条件とは、火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆などで生じた損害を補償する条件です。

ご契約の方式

包括方式(全車両)と個別方式(一部車両)の2つの引受方式があります。引受方式により保険責任の始期と終期は異なりますのでご注意ください。

包括方式(全車両)

運送業者の皆様が所有するトラック※を全車両まとめてご契約していただく方式です。なお、事業所ごとにまとめてご契約していただくことも可能です。

※1年以上のリース車も含まれます。

(責任の始期と終期)

荷主もしくは他の運送人から貨物を受け取った時に始まり、通常の運送過程を経て、荷受人もしくは他の運送人に引渡された時に終わります。(慣習的に行われる輸送待ち・仕分・配送、積替・荷造りなどのための車内外における仮置中を含みます。)

個別方式(一部車両)

運送業者の皆様が所有するトラックのうち、一部の車両のみをご契約いただく方式です。

(責任の始期と終期)

トラックに貨物の積み込み作業を開始した時に始まり、通常の運送過程を経て、荷受人もしくは他の運送人に引渡された時に終わります。(慣習的に行われる輸送待ち・仕分・配送、積替・荷造りなどのためのトラックに積載されたままの仮置中を含みます。)

ご注意 包括方式(「全車両包括付保特約」付帯契約)で下請車両を補償する場合は、下請車両を特定してください。
※個別方式の場合、下請車両は補償の対象とすることができません。

第三者賠償責任にかかわる損害

受託した運送業務遂行中に生じた偶然の事故により、他人の生命や身体を害した場合または他人の財物を滅失、損傷、汚損させた場合に、被保険者が法律上の賠償責任(これらにかかわる各種付帯費用、逸失利益、慰謝料等の間接損害を含みます。)を負担することによって被る損害に対し、身体・財物共通で保険期間を通じ1,000万円を限度として保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)は1回の保険事故ごとに身体・財物共通で5万円とします。

ご希望によりセット可能。
追加保険料をお支払いいただきます。



受託貨物を荷卸し・搬入中、
通行人にケガを負わせた。



荷役作業中に搬入先工場
の機械を破損させた。

ご注意 保険金をお支払いできない主な場合については5ページをご覧ください。

保険料算出に必要な事項

次のような事項をお聞きして保険料を算出します。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- 補償の範囲(A方式またはB方式)
- てん補限度額(支払限度額)と免責金額(自己負担額)
- ご加入いただくトラックの台数、登録番号
- ご契約の方式(包括方式または個別方式)
- 輸送する貨物
- 第三者賠償責任のオプションセットの有無
- 保険料の払込み方法 など

※ 次年度以降、損害率による料率調整により保険料を見直します。

さらに、手続きが簡単で各種費用や保管中も補償する **L-Pack**(物流業者包括賠償責任保険)もごございます。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは「運送保険普通保険約款」、「運送業者貨物賠償保険特別約款(車両特定方式用)」、その他の適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ 受託貨物に生じた損害

1. 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の使用人の故意
- (2) 貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
- (3) 荷造りの不完全
- (4) 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発(中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。)の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。(ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合を除きます。)
- (5) 運送の遅延
- (6) 戦争、内乱その他の変乱
- (7) 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- (8) 公権力によると否とを問わず、捕獲、逮捕、抑留または押収
- (9) 検疫、(8)以外の公権力による処分
- (10) ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- (11) 10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件
- (12) 原子核反応または原子核の崩壊(ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープの原子核反応または原子核の崩壊を除きます。)
- (13) 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故(地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害を含みます。)
- (14) 化学兵器、生物兵器、生化学兵器あるいは電磁兵器
- (15) 通常の輸送過程以外の状態にある間のテロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれらと連帯した者が当該主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。)、その他類似の行動
- (16) 輸送用具の不完全被覆(ただし、当該輸送用具の被覆が完全であったとしても生じたであろう損害を除きます。)

※ただし、(16)については、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、適用しません。

2. 次の者により輸送用具が運転されている間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 無免許・無資格運転者
- (2) 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた運転者
- (3) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーなどの影響により正常な運転ができないおそれがある運転者

3. 法令で定める輸送用具以外の輸送用具によって違法に輸送された場合の輸送中に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

4. 違約金・慰謝料・遅延賠償金・逸失利益などの間接損害に対しては、保険金をお支払いできません。

など

■ 第三者賠償責任にかかわる損害

1. 前記の受託貨物に生じた損害の保険金をお支払いできない場合の1.(1)～(15)および2.によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ただし、2.については、保険契約者、被保険者またはこれらの者の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、適用しません。

2. 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (1) 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (2) 被保険者の使用人ならびに下請負人(その使用人を含みます。)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)によって生じた賠償責任
- (3) 液体、気体の排出、流出、いつ出または漏出による土壌、大気、水路、河川、湖沼、海洋の汚染によって生じた賠償責任
- (4) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (5) 航空機、船舶、自動車(自動二輪車・原動機付自転車を含みます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし、貨物が自動車である場合は、その積み込みまたは荷卸し作業時における自走中および貨物の荷役に供するフォークリフトならびに輸送用具としての自動車に付属する荷役機械の所有、使用または管理に起因する賠償責任を除きます。
- (6) 業務の終了後(業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡後)または業務を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任
- (7) 被保険者の管理を離れた、財物に起因する賠償責任
- (8) 直接であると間接であるとを問わず、次の①から③に掲げる財物の損壊により、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

①所有財物

被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づき購入した財物を含みます。

②受託財物

次のア.およびイ.に掲げる他人の財物をいいます。

ア. 借用財物

被保険者が借用している財物をいい、その財物の所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

イ. 支給財物

次の(ア)および(イ)に掲げる財物をいいます。

(ア)作業^(注)に使用される材料または部品をいい、既に作業^(注)に使用されたものを含みます。

(イ)被保険者または被保険者のために被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、すでに据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

③作業対象物

受託財物以外の作業^(注)対象物をいいます。

(注) 被保険者または被保険者のために被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

- (9) 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物が滅失、損傷もしくは汚損し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任
- (10) 施設の給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用器具から排出、漏えいまたは汩らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- (11) 施設の屋根、樋、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- (12) 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他有害な特性に起因する賠償責任、または石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他石綿と同種の有害な特性に起因する賠償責任

など

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

1 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。保険の対象とする車両の台数等のお客さまの保険料計算に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と違ってないか改めてご確認ください。相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

2 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

3 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

4 クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

5 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II 契約締結後における注意事項

1 通知義務等

- (1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
次のような場合には、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

- ※ 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。その事実の発生がご契約者、被保険者またはこれらの者の使用人に原因がない場合は、その発生を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
(2) 次のような場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができなくなります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合を除きます。
(4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜まで申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

III 万一事故にあわれたら

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特別約款」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。
(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3 保険金のお支払いについて

前項②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

4 示談交渉サービスはありません

この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。なお、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

IV その他ご注意いただきたいこと

1 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

2 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

3 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

4 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

5 外貨建契約の場合

保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なってくる場合がありますので、ご注意ください。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<http://www.sjnk.co.jp/contact/>

損保ジャパン日本興亜問い合わせ

【受付時間】

平日:午前9時~午後8時

土日祝日:午前9時~午後5時

(12月31日~1月3日は休業)

0120-888-089

おかけ間違いにご注意ください。

(注1) お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

〈通話料有料〉

IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■ このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「運送保険普通保険約款」、「運送業者貨物賠償保険特別約款(車両特定方式用)」、その他の適用される特別約款等および「重要事項等説明書」をご覧ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL. 03-3349-3111

〈公式ウェブサイト〉 <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先